

立川市史編さん委員会	
令和7年8月5日	
資料番号	7

立川市史デジタルテクノロジー活用方針(案) 令和7年8月時点

目次

1 はじめに	1
2 現状と今後の方向性	1
(1) 本事業の概略	1
(2) 周辺自治体における刊行物の公開状況	1
(3) デジタルテクノロジー活用のメリット、デメリットと今後の方向性	1
3 デジタルテクノロジー活用方針	2
(1) 目的と位置付け	2
(2) 対象	2
(3) デジタルテクノロジー活用とは	2
(4) デジタルテクノロジー活用の手順	2
(5) 手順ごとの内容、現状及び今後の取組	2
4 デジタルテクノロジー活用における留意事項	3
(1) 諸権利への配慮	3
(2) 個人情報等の取扱い	3
5 実施体制、スケジュール、課題	3
(1) 事業期間内の実施体制	3
(2) 事業期間後の実施体制	4
(3) スケジュール	4
(4) 本事業における今後の課題	4

立川市史デジタルテクノロジー活用方針

1 はじめに

平成 27 年度に開始した立川市の市史編さん事業（以下、本事業）は、令和 10 年度まで立川市の歴史に関する資料の収集、分析、保存と市史の執筆、刊行を進めるとともに、その成果を積極的に公開し、広めていく取組が必要である。

このため、「立川市史デジタルテクノロジー活用方針」では、デジタルデータによる利用やインターネット公開等のデジタルテクノロジーを活用して、今回の編さん事業の成果の利活用と普及啓発を図る際の方向性について、以下のとおり取りまとめた。

まず、本市及び他自治体における自治体史編さんとそのデジタルテクノロジー活用の現状を整理し、その上で、本方針の目的とデジタルテクノロジー活用の具体的な手順、及び留意事項等について列記する。なお、本方針の内容については、市史編さん事業の進捗や社会情勢の変化等により、適宜見直すものとする。

2 現状と今後の方向性

（1）本事業の概略

本市では平成 27 年度から令和 10 年度の 14 年間にわたり、約 50 年ぶりとなる市史編さん事業を実施している。先史時代から令和の世に至る立川のまち・くらしの移り変わりを記録して後世へ大切に継承するため、本編となる『通史編』上下巻、『民俗・地誌編』のほか、調査報告書 7 冊、資料編 12 冊、普及版 1 冊を含む別編 3 冊の計 25 冊の刊行を予定している。

また、本事業の普及・啓発のため、市史編さんの成果を発表する講演会の開催や、広報紙『たちかわ物語』の発行、企画展・講座の開催、市ホームページへの関連情報掲載などを行っている。

加えて、市の主要な課題認識として、本事業終了後の継続的な成果還元、本事業において収集または調査した資料の保存と利用の確保、そのための組織及び基盤の整備、デジタルテクノロジーの活用を含む全庁的な DX の推進、歴史的公文書取扱いの整理がある。

（2）周辺自治体における刊行物の公開状況

今日では、事業の成果となる刊行物の公開は、印刷物だけでなく、インターネットによる公開も進められている。周辺自治体における市史編さん刊行物のインターネット上の公開は、①デジタルアーカイブ構築サービスを用いたもの、②電子図書館サービスを用いたもの、③自治体ホームページを用いたものに大別される。

その他、発行自治体以外によるものとして、国立国会図書館デジタルコレクションにおける行政刊行物の公開がある。刊行物によって公開範囲が異なるが、納本された行政刊行物のデジタル変換・デジタルコレクションへの追加が、漸次進められている。立川市関係では、旧版『立川市史』および付帯刊行物『立川市史研究』『新立川市史研究』が登録されている（登録者送信サービス、『新～』のみ館内限定閲覧）。

（3）デジタルテクノロジー活用のメリット、デメリットと今後の方向性

いずれの形態を選択した場合にも、不可避なデメリットがある一方で、利用の利便性向上には一定の効果が見込まれる。したがって、事業成果の継続的な還元・活用のためには、紙による刊行に

加えて、刊行物の内容と関連資料のデジタル変換・公開が有効である。

さらに、市の有する課題に照らすと、事業成果たる刊行物の公開だけでなく、刊行物に関連する資料や、市の歴史を普及啓発するためのコンテンツの提供を可能とする媒体が求められる。したがって、高い自由度を確保できる形態による公開をめざす。立川市ホームページでの公開には大幅な基盤整備を要するため、当面はデジタルアーカイブ構築サービスの利用を想定して作業を進めるものとする。なお、長期的な運用を想定し、形態の変更にも対応できるよう、使用するデジタルデータの形式や構築するアーカイブの汎用性に留意する。

3 デジタルテクノロジー活用方針

(1) 目的と位置付け

本事業において、その成果の普及・活用にデジタルテクノロジーを活用する対象、手順、スケジュール等を明確にし、総じてデジタルテクノロジーを活用する方向性を示すため、本方針を決定する。

また、本事業は、平成28年3月に決定された「立川市史編さん基本方針」（以下、基本方針）に基づき実施しているが、本方針は電子媒体に関する基本方針の下位の指針として位置付ける。

(2) 対象

本事業による刊行物（以下、市史刊行物）及び本事業において収集・調査した資料（以下、市史資料）、すなわち市史編さん室で寄贈を受けた資料（以下、市史所蔵資料）または市史編さん室以外の所蔵であって本事業で利用した資料（以下、市史関連資料）**から対象を選定**する。必要に応じて、過去の刊行物も**選定の範囲**に加える。

(3) デジタルテクノロジー活用とは

本事業及び本方針におけるデジタルテクノロジー活用とは、次の2つの取り組みを指す。

- ①市史刊行物及び市史資料をデジタル媒体に変換し、記録・保存すること（以下、デジタル変換）
- ②上記の成果を使用し、インターネット上で新編立川市史に関するデジタルアーカイブ（以下、市史DA）を編成、公開することで、本事業の成果を広く知らしめること（以下、デジタル公開）

(4) デジタルテクノロジー活用の手順

- Step1 市史刊行物の編さん、市史資料の調査
 - Step2 公開する刊行物・資料の選択及び市史DAの編成の決定
 - Step3 デジタル公開対象に対する権利処理
 - Step4 デジタル公開対象のデジタル変換
 - Step5 デジタル公開の実施
- の5つの手順でデジタルテクノロジー活用を進める。

(5) 手順ごとの内容、現状及び今後の取組

- Step1 市史刊行物の編さん、市史資料の調査

- ・刊行物については、令和8年度に本編として、『通史編』下巻と『民俗・地誌編』（仮称）を刊行し、令和9年度に『通史編』上巻を刊行する。その他、調査報告書、資料編、別編計22冊を含め、令和10年度までの刊行完了を予定している。
- ・市史資料は膨大であるが、本事業では可能な範囲で整理を進めるとともに、本事業終了後も各資料の利用を確保できるよう、具体的な体制、仕組み等について検討していく。

Step 2 公開する刊行物・資料の選択及び市史DAの編成の決定

- ・市史刊行物及び市史資料から、デジタル公開する対象を選択する。あわせて、公開時の市史DAにおける分類、階層構造などの編成を決定する。
- ・市史刊行物及び市史資料のデジタル公開の実施については、**その内容および性質に留意し、立川市史編さん委員会及びその他専門的知見を有する有識者とともにその可否について検討する。**

Step 3 デジタル公開対象に関する権利処理

- ・デジタル公開対象について、権利者・所蔵者等に対し許諾を得る。その際、著作権や個人情報の取扱いに留意する。

Step 4 デジタル公開対象のデジタル変換

- ・デジタル公開対象のデジタルデータを作成する。
- ・デジタル公開対象となった市史資料は、必要に応じて、デジタル公開に必要な精度でデジタル変換を行う。
- ・デジタル変換の際、権利保護のために必要な処理を適宜行う。

Step 5 デジタル公開の実施

- ・決定した編成に沿って市史DAを構築し、対象のデジタル公開を行う。

4 デジタルテクノロジー活用における留意事項

(1) 諸権利への配慮

原則として、デジタル変換・公開する資料及び刊行物の全てにおいて、著作権者、所有者及び管理者より許諾を得る等の必要な手続を行うこととし、肖像権に配慮して進める。

(2) 個人情報等の取扱い

市史資料は学術的な歴史資料であると同時に、個人情報等によって存命人物または現存する団体等に結びつく可能性を有している。よって、配慮を要する情報の漏洩や悪用につながらないよう、取扱いには十分注意する。

また、掲載内容においては、当時の差別や偏見に基づく不適切な表現が含まれる場合がある。一方、本事業の礎となる各種資料は、各地域で大切に伝えられてきたものであり、原則、資料上の表記を尊重すべきと考える。差別・偏見の助長を意図するものではなく、デジタル公開にあたっては、専門的知見を有する有識者と協議して決定していくものとする。

5 実施体制、スケジュール、課題

(1) 事業期間内の実施体制

本事業の事業期間である令和10年度まで、市史所蔵資料のデジタル変換を市史編さん室が可能な範囲で進める。市史関連資料のデジタル変換及びその時期については、管理者または所蔵者と協議し決定する。また、その資料を市史編さん室がデジタル公開する際には、管理者または所蔵者と

協議し許諾を得る。

(2) 事業期間後の実施体制

上記（1）における「市史編さん室」を「市史編さん関連の事業を引き継いだ組織」と読み替えて実施する。

(3) スケジュール

当面は、『新編立川市史 通史編 下』の令和10年度のデジタル公開開始をめざすものとし、以降の刊行物でデジタル公開対象とするものは、刊行1年後を目途にデジタル公開の準備を進める。

(4) 本事業における今後の課題

本事業の完了とその後を見据えた際には、以下の事柄が今後の課題である。

- ①本事業の成果を継続的に還元するための組織づくり
- ②市史資料の管理体制の構築
- ③歴史資料としての価値を有する公文書の管理体制の構築
- ④市の歴史を学び生かすための方策検討と体制づくり